

情報公開について（案）

1 今後の公開方針

今回の屋台選考に関する情報の公開範囲を拡大することによって選考過程の透明化を図り，説明責任をしっかりと果していく。

【審査方法，審査項目，配点表など】



【個別の応募者の評価に関する情報など】



2 公開範囲の拡大について

(1) これまでの取り扱い

審査方法，審査項目及び配点表などの情報については，これを公開すると，今後実施する選定作業において，受験者の能力に係る正確な事実の把握が困難となるなど，屋台選定に支障が生じるおそれがあるなどの理由から，これまで非公開としていた。

(2) 範囲拡大の理由

屋台の選定に関し複数の不適切事案が発生し，その選定過程に関する説明責任がより一層求められているところであり，2月15日（水）に開催した第4回屋台選定委員会においても，市民や応募者の疑念を払拭し，広く納得を得るためにも，より積極的に選考過程等について情報を開示すべきとの方向性が示された。

3 すでに公開を実施した公開請求者への対応について

公開範囲を拡大した文書について任意の情報提供を行うことができる旨を伝え，情報を提供する。

4 実施時期

審査方法など 再選考の開始日から実施。
応募者の評価など 商業エリアを優先して再選考開始日から実施。
観光スポットエリアについても準備でき次第速やかに実施。（あらためてお知らせ）

1. 審査の流れ

- 1 委員による事業計画書分析・事前審査
- 2 各審査部会の開催
 【観光スポットエリア】平成28年11月16日（水）
 【商業地域エリア】平成28年11月10日（木）14日（月）
 各委員の審査結果を基に，部会で協議し最終評価と
 第一次審査通過者（案）を作成。

部会
書類審査

平成28年11月21日（月）開催

審査部会の作成した第一次通過者案を選定委員会に諮り
 第一次通過者を決定する。

第2回
選定委員会

書類審査をした部会ごととに一次通過者を面接し，
 事業計画書に記載された内容の実現性や意欲等の確認を行い
 第二次審査通過者（案）を作成。

【観光スポットエリア】平成28年11月29日（火）・30日（水）
 【商業地域エリア】平成28年11月29日（火）・12月1日（木）

部会
面接審査

平成28年12月9日（金）開催

審査部会の作成した第二次通過者案を選定委員会に諮り
 第二次通過者を決定する。

第3回
選定委員会

営業候補者による営業場所選択会

営業候補者決定

2. 審査部会委員について

部会区分	委員名	備考
商業地域エリア		※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については，掲載しておりません。
観光スポットエリア		

非公開範囲確認用サンプル（■は非公開部分）

3. 選定基準について

別紙① 「審査項目・配点」のとおりとする。

4. 今後のスケジュールについて

項目	日時（時期）
第2回屋台選定委員会	本日：11月21日（月）
面接実施【両部会】	11月29日（火）
面接実施 【観光スポットエリア部会】	11月30日（水）
面接実施 【商業地域エリア部会】	12月2日（木）
第3回屋台選定委員会	12月9日（金）
営業場所選択会	12月20日頃
営業候補者決定通知	12月末

組合長作成「記載例」との比較表

非公開範囲確認用サンプル (■は非公開部分)

箇所	組合長が作成した「記載例」	18	19
2② (1)ウ	午後5時以降、屋台の荷物を速やかに降ろし、駐車場に駐車する	17時以降、屋台の荷物を速やかに降ろし、 <u>駐車場へ駐車します。</u>	午後5時以降に速やかに荷物を降ろし、 <u>駐車場に移動する。</u>
(1)エ	午後4時迄に屋台は撤去し、駐車場に保険する 又、器材等も車に乗せ、保管場所に持ち帰る	4時までには屋台は撤去し駐車場に保管する。 又、器材も車に乗せ、保管場所に持ち帰ります。	午前4時までには屋台は撤去し、駐車場に保管する。 器材等も車に乗せ、保管場所へ持ち帰る。
(1)オ	ビニールシート等を敷き、できるだけ汚さないように営業する 営業終了後は必ず清掃を行い、出たゴミは産廃業者に回収してもらう 汚水枳に必ずグリストラップを通し廃棄する 油脂分、又は、固形物を含む汚水は、サイパイ業者に回収してもらう	■ <u>ビニールシート等を敷き、出来るだけ汚さない様に営業します。営業終了後は必ず清掃を行い、出たごみはごみ処理業者に回収</u> ■ <u>汚水マスに必ずグリストラップを通し廃棄します。油脂分又は固形物を含む汚れ</u> ■ <u>回収を依頼し、</u>	■ <u>出来るだけ汚さないようにし、営業終了後は必ず清掃し、ゴミは産廃業者に回収してもらう。</u> ■ <u>汚水枳に必ずグリストラップを通し破棄する。</u> <u>固形物を含む汚水は、産廃業者に回収してもらう。</u>
(2)ウ	食肉、魚介等をさばく時は、自宅の調理場で行う。 作業中は衛生的な作業着を着用し、必要に応じてマスク、帽子等を着用する 十分な流水で洗浄剤、消毒剤等で洗い、ペーパータオル等で十分に乾燥させる 洗浄剤等で十分な洗浄を行い、熱湯、洗剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させる。 温度計を備えた効力のある冷蔵設備、クーラーボックス、冷蔵ネタケース、冷蔵庫	■ <u>食肉、魚介等をさばく時は自宅の調理場を使用します。</u> <u>屋外では行いません。</u> <u>作業中は衛生的な作業着を着用し、必要に応じてマスク、帽子を着用します。</u> ■ <u>手拭は十分な流水で洗浄剤、消毒剤等で洗い、ペーパータオル等で十分に乾燥させ</u> ■ <u>調理器具は洗浄剤等で十分に洗浄を行い熱湯、消毒剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させます。</u> ■ <u>温度計を備えた効力のある冷蔵設備</u> <u>クーラーボックス</u> <u>冷蔵ネタケース</u> <u>冷蔵庫</u> ■	■ <u>作業中は衛生的な作業着を着用し、必要に応じて帽子、マスクを着用する。</u> ■ <u>ペーパータオルにて乾燥させる。</u> ■ ■ ■ ■ ■ ■
(3)ア	近隣のコンビニ、商業ビル、オフィスビル、駐車場のトイレを使用させてもらう様交渉し確保する。又、使用できるトイレの場所をお客様の見やすい位置に明示する。	■ <u>使用できるトイレの場所をお客様の見やすい位置に明示します。</u>	・ <u>近隣のコンビニ、商業ビル、オフィスビル、駐車場のトイレを使用させて頂くよう交渉し、確保する。</u>
(3)イ	お客様の見やすい位置に明示する 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目によっては、当日の料金を、複数の料金体系がある品目においてはそれぞれの料金を明記する	<u>お客様の見やすい位置に明示し、当日の原材料の価格によって、料金変更いたします。</u>	・ <u>見やすい場所に表示する。</u> ・ <u>当日の原材料の価格によって料金を変更する商品に関しては、当日料金をそれぞれ分かりやすく表示する。</u>
(3)ウ	月極駐車場をかり保管する。	<u>月極駐車場と契約し、保管いたします。</u>	■
(3)エ	産廃業者に依頼 事業活動に伴って生じた廃棄物として適正に処理する。	■ <u>事業活動に伴って生じた廃棄物として適切に処理いたします。</u>	・ <u>産廃業者に依頼する。</u> ■

箇所	組合長が作成した「記載例」	18	19																																																																				
(4) ア	お客様から真摯に詳しく内容を聞く。不快な気分を与えたことを謝罪し、保健所へ連絡し指示に従う		不快を与えたことをお詫びし、保健所へ連絡後、指示に従う。																																																																				
(4) イ	卵類・乳類・穀物類・そば類・魚介類などそれぞれの対応を把握 アナフィラキシーショック等など特に注意して救急に連絡し指示に従う	卵類、乳類、穀物類、そば類、魚介類など	アナフィラキシーショック等、特に注意する。 発生時は救急に連絡後、指示に従う。																																																																				
(4) ウ	飲酒運転撲滅ポスター等で、車でお越しのお客様には、お酒の提供はできない事を告知する 又、運転代行も利用できることも告知し、必要であれば紹介する 飲酒運転を行うお客様がいた場合はケイサツに連絡する	お客様が飲酒運転をしようとした場合は速やかに警察に連絡いたします。																																																																					
(4) エ	トラブルの気配を感じたら話を聞くとともに、他のお客様の迷惑になるので、事をおさめる様お願いする。聞いてもらえない場合は、退店してもらう。場合によっては、警察に連絡する。	トラブルの気配を感じたら、話を聞くとともに、他のお客様の迷惑になりますのでおさめていただく様お願いします。 場合によっては警察に連絡いたします。																																																																					
(4) オ	・消火器を設置する。 ・火災発生時には、まずお客様を避難させる。初期消火を行うと共に救急に連絡。自分の身に危険を感じた時は、自分も避難し、救急の到着を待つ。	消火器を設置いたします。 火災発生時にはまずお客様の避難誘導します。初期消火を行うとともに救急に連絡します。自分の身に危険を感じた時は自分も非難し、救急の到着を待ちます。																																																																					
(4) カ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金使途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋台修繕費</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>初年度道路使用代</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>29年4月～6月材料費</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,000 千円</td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>自己資金</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	資金使途		屋台修繕費	500	初年度道路使用代	600	29年4月～6月材料費	900	計	2,000 千円	資金調達		借入金	0	自己資金	3,000	その他()		計	2,000 千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金使途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋台修繕費</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>初年度道路使用代</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>29年4～6月材料費</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己資金</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	資金使途		屋台修繕費	500	初年度道路使用代	600	29年4～6月材料費	900	計		資金調達		借入金		自己資金	3,000	その他()		計		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金使途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋台修繕費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初年度道路使用代</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29年4月から12月材料費代</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己資金</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>その他(4月～12月売上代金の一部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	資金使途		屋台修繕費		初年度道路使用代		29年4月から12月材料費代		予備費		計		資金調達		借入金		自己資金	3,000	その他(4月～12月売上代金の一部)		計	
項目	金額																																																																						
資金使途																																																																							
屋台修繕費	500																																																																						
初年度道路使用代	600																																																																						
29年4月～6月材料費	900																																																																						
計	2,000 千円																																																																						
資金調達																																																																							
借入金	0																																																																						
自己資金	3,000																																																																						
その他()																																																																							
計	2,000 千円																																																																						
項目	金額																																																																						
資金使途																																																																							
屋台修繕費	500																																																																						
初年度道路使用代	600																																																																						
29年4～6月材料費	900																																																																						
計																																																																							
資金調達																																																																							
借入金																																																																							
自己資金	3,000																																																																						
その他()																																																																							
計																																																																							
項目	金額																																																																						
資金使途																																																																							
屋台修繕費																																																																							
初年度道路使用代																																																																							
29年4月から12月材料費代																																																																							
予備費																																																																							
計																																																																							
資金調達																																																																							
借入金																																																																							
自己資金	3,000																																																																						
その他(4月～12月売上代金の一部)																																																																							
計																																																																							
③ (1)	<p>屋台を利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高める様努めなければならない</p> <p>屋台営業を行う場所の地域住民の生活状況に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等、地域への貢献に努めなければならない</p>	<p>屋台を利用するお客様に対し安全・安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並びに魅力のある屋台営業に努めます。</p> <p>屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮するとともに地域の清掃活動に参加する等、地域への貢献に努めます。</p>	<p>利用するお客様に対し、安全で安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、屋台の魅力を高めるよう、努めなければならない。</p> <p>屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等、地域への貢献に努めなければならない。</p>																																																																				

組合長・副組合長作成「記載例」との比較表

箇所	組合長が作成した「記載例」	副組合長が作成した「記載例」	0.1	0.2	0.5	1.0	1.4	1.5	2.0
2② (1) ウ	午後5時以降、屋台の高物を運ぶか、降ろし、駐車場に駐車する	午後5時以降、屋台の高物を運ぶか、降ろし、駐車場に駐車する							
(1) エ	午後4時迄に屋台は撤去し、駐車場に保管する。また、薪材等は車に載せ、保管場所(自宅)に持ち帰る	午後4時迄に屋台は撤去し、駐車場に保管する。また、薪材等は車に載せ、保管場所(自宅)に持ち帰る							
(1) オ	ビニールシート等を敷き、できるだけ汚さないように営業する。営業終了後は必ず清掃を行い、出たゴミは産廃業者者に回収してもらう。汚水は必ずグリストラップを通し、汚水マスに廃棄する。油脂肪、又は、固形物を含む汚水は、サンバイヤーに回収してもらう。	ビニールシートやヘビヤ板を敷き、できるだけ汚さないように営業する。営業終了後は必ず清掃を行い、出たゴミは産廃業者者に回収してもらう。汚水は必ずグリストラップを通し、汚水マスに廃棄する。油脂肪、又は、固形物を含む汚水は、サンバイヤーに回収してもらう。							
(2) ウ	食肉、魚介等をさばく時は、自宅の調理場で行う。作業中は衛生的な作業着を着用し、必要に応じてマスク、帽子を着用する。	食肉、魚介等をさばく時は、自宅の調理場で行う。作業中は衛生的な作業着を着用し、必要に応じてマスク、帽子を着用する。							
(3) ア	洗浄剤等で十分な洗浄を行い、熱湯、洗剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させる。	洗浄剤等で十分な洗浄を行い、熱湯、洗剤等を用いた適切な方法で消毒し、乾燥させる。							
(3) イ	温度計を備えた効力のある冷蔵設備、クーラーボックス、冷蔵庫	温度計を備えた効力のある冷蔵設備、クーラーボックス、冷蔵庫							
(3) ウ	近隣のコンビニ、商業ビル、オフィスビル、駐車場のトイレを交渉し確保する。また、利用できるトイレの場所をお客様の見やすい位置に明示する。	近隣のコンビニや商業ビル、オフィスビル、駐車場のトイレを交渉し確保する。また、利用できるトイレの場所をお客様の見やすい位置に明示する。							
(3) エ	お客様の見やすい位置に明示する。当日の原材料の価格によって料金を変更する品目については、当日の料金を、複数の料金体系がある品目においてはそれぞれその料金を明示する。	メニューをお客様の見やすい位置に明示する。当日の原材料の価格によって料金を変更する品目については、当日の料金を、複数の料金体系がある品目においてはそれぞれその料金を明示する。							
(3) オ	月租駐車場を借り、営業時間外はそこへ保管する。	月租駐車場を借り、営業時間外はそこへ保管する。							
(3) カ	産廃業者に依頼し、事業活動に伴って生じた産廃物は産廃物として適正に処理する。	産廃業者に依頼し、事業活動に伴って生じた産廃物は産廃物として適正に処理する。							

非公開範囲確認用サンプル (■ は非公開部分)

